

建設業における 酸素欠乏症等の予防（特別教育テキスト） No.141100
 新旧対照表 第4版（2019年1月17日）

第3版（平成30年3月1日）			第4版（2019年1月17日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
目次 の 次 頁	14行目	主な用語の使い方について （新設） 6.用語集 省略	目次 の 次 頁	13行目	主な用語の使い方について <u>6.建設業では指差し呼称等の安全活動等において、「安全帯」という用語が定着していることから、関係法令及び本文中に法令用語として引用している場合を除き、「墜落制止用器具」を「安全帯」と表記した。</u> 7.用語集 省略
41	9行目	4) 保護具 <u>（省略）</u>	41	9行目	4) 保護具 <u>（省略）</u> ※平成30年6月22日付け労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の一部改正に伴い改訂 ※以下、図、表、写真番号 変更
49	下から 5行目	6) 胸骨圧迫と人工呼吸との組み合わせの注意 点の2つ目 ・交替して心肺蘇生を引き継いだ救助者は、胸骨圧迫から開始し、できるだけ胸骨圧迫の中断時間を最小にするように心掛けます。 （胸骨圧迫の時間が、10秒を超えないようにします。）	52	下から 5行目	6) 胸骨圧迫と人工呼吸との組み合わせの注意 点の2つ目 ・交替して心肺蘇生を引き継いだ救助者は、胸骨圧迫から開始し、できるだけ胸骨圧迫の中断時間を最小にするように心掛けます。 （胸骨圧迫の <u>中断時間</u> が、10秒を超えないようにします。）
68	20行目 から	<u>（安全帯等）</u> 第6条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのあるときは、労働者に <u>安全帯（令第13条第3項第28号の安全帯をいう。）その他の命綱（以下「安全帯等」という。）</u> を使用させなければならない。 2 事業者は、前項の場合において、 <u>安全帯等</u> を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。 3 労働者は、第1項の場合において、 <u>安全帯等</u> の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。	72	18行目 から	<u>（要求性能墜落制止用器具等）</u> 第6条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのあるときは、労働者に <u>要求性能墜落制止用器具（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第130条の5第1項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。）その他の命綱（以下「要求性能墜落制止用器具等」という。）</u> を使用させなければならない。 2 事業者は、前項の場合において、 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。 3 労働者は、第1項の場合において、 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第3版（平成30年3月1日）			第4版（2019年1月17日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
		<p>（保護具等の点検）</p> <p>第7条 事業者は、第5条の2第1項の規定により空気呼吸器等を使用させ、又は前条第1項の規定により<u>安全帯等</u>を使用させて酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合には、その日の作業を開始する前に、当該空気呼吸器等又は当該<u>安全帯等</u>及び前条第2項の設備等を点検し、異常を認めるときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。</p>			<p>（保護具等の点検）</p> <p>第7条 事業者は、第5条の2第1項の規定により空気呼吸器等を使用させ、又は前条第1項の規定により<u>要求性能墜落制止用器具等</u>を使用させて酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合には、その日の作業を開始する前に、当該空気呼吸器等又は当該<u>要求性能墜落制止用器具等</u>及び前条第2項の設備等を点検し、異常を認めるときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。</p>
68	下から 7行目	<p>3. 第1項の酸素欠乏危険場所については、<u>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）</u>第585条1項第4号の規定（酸素濃度及び硫化水素濃度に係る部分に限る。）は、適用しない。</p>	72	下から 6行目	<p>3. 第1項の酸素欠乏危険場所については、<u>安衛則第585条1項第4号の規定（酸素濃度及び硫化水素濃度に係る部分に限る。）</u>は、適用しない。</p>
72	16行目 及び 下から 6行目	<p>5. 酸素欠乏危険作業特別教育規程に記載の下記について右欄に改訂</p> <p><u>安全帯</u>（2カ所）</p>	76	16行目 及び 下から 6行目	<p><u>墜落制止用器具</u>（2カ所）</p>